

滋賀県における建設工事従事者の安全および健康の確保に関する計画 の改定（素案）について

1. 計画改定の趣旨

- 「建設工事従事者の安全及び健康の確保の推進に関する法律（略称：建設職人基本法）」（平成 28 年 12 月 16 日法律第 111 号）が、平成 29 年 3 月に施行。
- 法律第 8 条に基づき、国は、平成 29 年 6 月に「建設工事従事者の安全及び健康の確保に関する基本的な計画」（以下「基本計画」という。）を策定。
- 都道府県は、法律第 9 条に基づき、基本計画を勘案し、計画の策定に努めるとされており、滋賀県は、建設工事に関わる関係者が共通の認識のもと、基本的な方針と取組の方向性を示すため、平成 31 年 3 月に県計画を策定。
- 国が令和 5 年 6 月に基本計画を変更したことを受け、県計画の改定を行うもの。

2. 主な改定の内容

- 基本計画（県計画）策定後の状況変化への対応
 - ・ 気候変動の影響、石綿を用いた建築物の解体工事の増加、新興・再興感染症の発生・拡大等
 - ・ 女性、外国人労働者、高年齢労働者等人材の多様化
 - ・ 第三次・担い手 3 法、労働基準法を踏まえた働き方改革、処遇改善等
 - ・ インフラ分野の D X が危険作業等の減少や建設現場の環境改善に寄与することへの期待
- 国の基本計画に基づく施策の反映
 - ・ 建設業における墜落・転落災害防止対策の充実強化
 - ・ 建設工事における安全衛生経費の適切な支払いに向けた施策の推進

3. スケジュール

令和 6 年 令和 6 年 / 7 年	<u>10 月 7 日</u>	<u>常任委員会に報告（計画素案）</u>
	11 月議会	常任委員会に報告（計画原案）
	12 月～1 月	県民政策コメントの実施
	2 月議会	常任委員会に報告（県民政策コメント結果・最終案）
	3 月	「滋賀県計画」改定

※計画案の作成にあたっては、滋賀労働局、建設業関係団体等にも意見聴取を行う。

滋賀県における建設工事従事者の安全および健康の確保に関する計画の改定(素案)について

改定の趣旨

- 建設工事従事者の安全及び健康の確保の推進に関する法律(H29.3施行)に基づき、国がH29.6に基本計画を策定したことを受け、県はH31.3に計画を策定。
- 県計画は、建設工事に関わる関係者が共通の認識のもと、基本的な方針と取組の方向性を示すために定めたもの。
- 県計画策定後の状況変化や国の基本計画の変更等を踏まえ、県計画の改定を行う。

第1 現状と課題

1 建設工事従事者の安全および健康の確保の推進に必要な環境整備

- ①労働災害の発生件数は、長期的には減少傾向にあるものの、依然として死亡事故も発生。
- ②依然として事故全体の約3割を「墜落・転落災害」が占めており、特に屋根・屋上等の端・開口部、足場や低所(はしご・脚立)からの墜落等が多いことから、対策の一層の強化が必要。
- ③気候変動の影響や石綿を用いた建築物の解体工事の増加、新興・再興感染症の発生・拡大等の新たな状況変化への対応が必要。
- ④更なる活躍が期待される女性、増加する外国人労働者や高齢労働者等の人材の多様化を踏まえた取組、i-Constructionやインフラ分野のデジタル・トランスフォーメーションの推進が求められている。

2 一人親方等への対応の必要性

- ①建設業就業者の約4分の1を占める一人親方等は、労働安全衛生法令の保護規定の一部が対象となるものの、同法令上の労働者には該当しない。しかしながら、建設工事の現場では、他の関係請負人の労働者と同じような作業に従事している。

- ②厚生労働省の調査によれば、令和5年に全国で80名の一人親方等の業務中の死亡事故が確認されており、全体の約3割を占めている。

- ③技能を持った建設工事の担い手である一人親方等について、特段の対応が必要。

3 建設工事従事者の高齢化・担い手不足

- ①建設業就業者の高齢化が進んでおり、60歳以上が全体の4分の1を占め、10年後にはその大半の引退が見込まれる。(H27:23.7% → R2:25.8%)
- ②一方で、これからの建設業を支える30歳未満の若年労働者の割合は、全体の10%程度。(H27:9.8% → R2:10.3%)
- ③建設業を魅力的な仕事とし、若者をはじめとした入職の促進等、担い手の確保と次世代への技術の継承が急務。
- ④第三次・担い手3法や労働基準法を踏まえた働き方改革の推進、処遇の改善、技能・技術の振興を含めた地位の向上等を図る必要がある。

第2 基本的な方針

1 適正な請負代金の額、工期等の設定

- ①労働災害防止対策に要する経費は、元請負人・下請負人が義務的に負担すべき費用として、請負契約において適切に確保。
- ②労働災害や公衆災害防止のため、週休2日等を確保した適正な工期の設定。
- ③令和6年4月から、時間外労働の上限規制が建設業にも適用されたことを踏まえた働き方改革の推進。

2 設計、施工等の各段階における措置

- ①設計段階における、安全・健康の確保のための自然・社会的条件や工事特性に配慮した施工方法等の検討。
- ②施工段階における、関係請負人のそれぞれの役割分担による安全措置の徹底。
- ③設計、施工等の各段階において、i-Construct ionやインフラ分野のDXの効果的な推進。

3 建設業者等や建設工事従事者の安全および健康に関する意識の向上

- ①労働安全衛生法等の法令遵守による墜落・転落災害をはじめとした労働災害の撲滅。
- ②安全・健康意識を高める教育や、建設業界全体として、「安全文化」を醸成していくための取組を促進。
- ③女性や外国人労働者、高齢労働者等の、人材の多様化に対応した建設工事の現場の安全および健康の確保ならびに職場環境改善に係る取組を促進。

4 建設工事従事者の処遇の改善および地位の向上

- ①適切な賃金水準の確保、社会保険の加入徹底、休日の確保や長時間労働の是正等による働き方改革の推進、生産性の向上等の処遇の改善。
- ②一人親方等をはじめとする技能者・技術者の適正な評価による地位の向上。
- ③性別等に関わらず誰もが働きやすい環境整備による担い手の確保。

主な改定の内容

- 気候変動の影響、女性、外国人労働者、高齢労働者等人材の多様化、第三次・担い手3法、労働基準法を踏まえた働き方改革、処遇改善、インフラ分野のDXへの期待など、計画策定後の状況変化への対応。
- 国の基本計画に基づく施策の反映。

第3 県が総合的かつ計画的に講ずべき施策(主な項目)

1 建設工事の請負契約における経費の適切かつ明確な積算等

- (1)安全および健康の確保に関する経費の適切かつ明確な積算等
 - ・安全衛生対策項目の確認表および安全衛生経費を内訳として明示するための「標準見積書」の作成・普及。
 - ・安全衛生経費の必要性や重要性について理解してもらうような戦略的な広報の実施。
- (2)建設工事従事者の安全および健康に配慮した工期の設定
 - ・完全週休二日の実現・更なる労働時間の削減に向けた、適切な工期が設定される環境の整備。

2 責任体制の明確化

3 建設工事の現場における措置の統一的な実施

- (2)一人親方等の安全および健康の確保
 - ・建設業者による一人親方等への安全・健康配慮の促進。
- (3)特別加入制度への加入促進等の徹底
 - ・一人親方等に対する労災保険特別加入制度への加入促進と労働実態に応じた労災保険適用の周知・指導。
 - ・一人親方と請負契約を締結する際には、取引の適正化および必要経費を適切に反映した請負代金の確保に努めるよう周知・指導。

4 建設工事の現場の安全性の点検等

- (2)建設工事従事者の安全および健康に配慮した設計の普及の推進
 - ・海外におけるBIM(Building Information Modeling)など施工の安全性に配慮した建築物等の設計に係る先事例の収集・普及の促進。
- (3)建設工事の安全な実施に資するとともに省力化・生産性向上にも配慮した工法や資機材等の開発・普及の推進
 - ・ICT建機やUAV(ドローン)等を活用した建設機械施工の自動化・遠隔化への取組。
 - ・建設現場のオートメーション化に向けた「i-Construction」の取組による生産性向上や安全な工法等の研究開発および普及の推進。

5 建設工事従事者の安全および健康に関する意識の啓発

- (1)建設工事従事者の従事する業務に関する安全衛生教育の促進
 - ・経験、能力、立場等に応じた継続的な教育の促進。新規入職者や未熟練労働者の安全教育・研修の強化促進。

6 墜落・転落災害の防止対策の充実強化

- ・労働安全衛生規則に基づく措置の遵守徹底。特に、墜落制止用器具の使用の徹底、足場の組立て時等および作業開始前点検の徹底。
- ・墜落・転落災害を防止するためのマニュアルの作成・普及をはじめ、足場の組立・解体中の墜落・転落防止対策の充実強化に向けた取組の促進。

7 建設工事従事者の処遇の改善および地位の向上を図るための施策

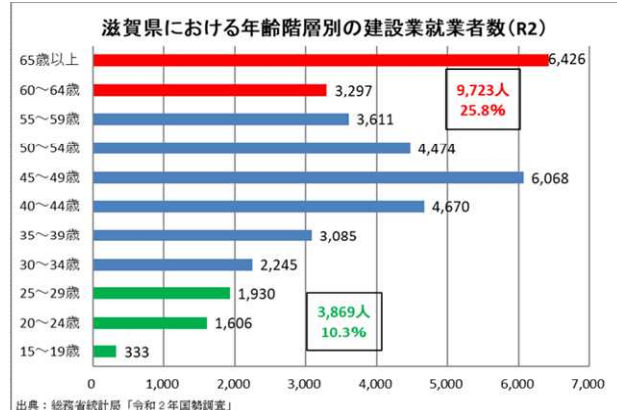
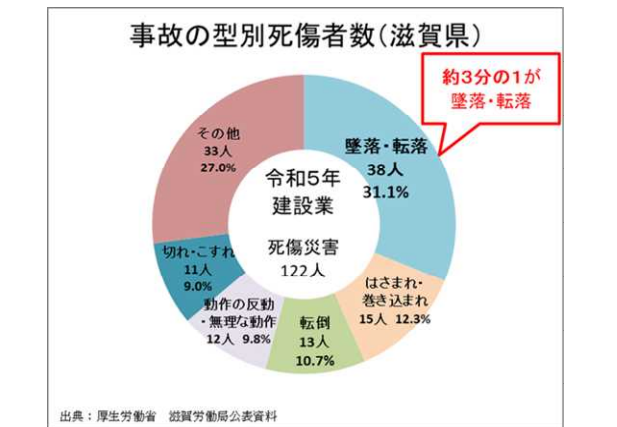
- (1)社会保険の加入の徹底
 - ・公共工事での未加入業者の排除。法定福利費の適切な確保。一人親方等の労働実態に応じた保険加入の周知・指導。
- (2)「建設キャリアアップシステム」の活用推進
 - ・総合評価方式の入れにおける評価など、活用推進に向けた取組の継続的な実施。
- (3)「働き方改革」の推進
 - ・全ての建設工事について、休日を確保した適切な工期設定、施工時期の平準化、適切な賃金水準の確保等による働き方改革の推進。
 - ・教育訓練の充実に向けた関係機関との連携・協力。
- (4)積極的な魅力発信による担い手確保
 - ・幅広い世代や社会に向けた、建設産業の社会的役割やものづくりの楽しさの魅力等の発信による担い手確保。

新 8 健康確保対策の強化

- (1)熱中症、騒音障害防止対策
 - ・暑さ指数的把握や作業環境測定による熱中症・騒音障害防止対策の周知・指導。公共工事において猛暑日を考慮した工期設定を適用
- (2)解体・改修工事における石綿ばく露防止対策等
- (3)新興・再興感染症への対応

新 9 人材の多様化に対応した建設現場の安全健康確保、職場環境の改善

- (1)女性の活躍推進
 - ・仕事と家庭の両立のための制度の活用促進など「働きつつけられるための環境整備」等の取組の推進。
- (2)増加する外国人労働者の労働災害への対応
 - ・効率的・効果的な安全衛生教育の実施に向けた取組を促進。
- (3)高齢労働者の安全および健康の確保
 - ・高齢労働者が被災しやすい転倒防止対策の取組の促進。



1 安全衛生経費に関する記載の充実

(資料9-2 素案p8 第3 1(1)(2))

- 安全衛生対策項目の確認表、安全衛生経費を内訳明示するための標準見積書の作成・普及
- 発注者、建設業者及び国民一般に対する安全衛生経費の戦略的広報の実施

2 一人親方に関する記載の充実

(素案p9 第3 3(2)(3))

- 一人親方との取引の適正化等の周知

3 建設工事の現場の安全性の点検等に関する記載の充実

(素案p9~11 第3 4(1)(2)(3))

- 建設機械施工の自動化・遠隔化やロボットの活用等
- インフラ分野のDXにおいて、安全な工法等の研究開発・普及

4 建設工事従事者の処遇の改善及び地位の向上に関する記載の充実

(素案p13 第3 7(3))

- 新・担い手3法や労働基準法を踏まえた「働き方改革」の推進、処遇の改善、インフラ分野のDXの推進
- 職業訓練の実施による事業主への支援等

5 墜落・転落災害の防止対策の充実強化に関する記載の充実

(素案p12 第3 6)

- 屋根・屋上等の端、低所（はしご・脚立）からの墜落・転落災害防止対策のためのマニュアルの作成・普及
- 足場点検の確実な実施のための措置の充実、一側足場の使用範囲の明確化
- 足場の組立・解体中の墜落・転落防止対策の充実強化

6 健康確保対策の強化に関する記載の追記

(素案p13・14 第3 8(1)(2)(3))

- 熱中症、騒音による健康障害防止対策
- 解体・改修工事における石綿ばく露防止対策等
- 新興・再興感染症への対応

7 人材の多様化に対応した建設現場の安全健康確保、職場環境改善に関する記載の追記

(素案p14 第3 9(1)(2)(3))

- 女性の活躍推進のための取組
- 増加する外国人労働者の労働災害への対応方法等
- 高年齢労働者の安全と健康の確保につながる取組